

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社ならびに当社グループは、お得意先、お取引先、株主、社員および行政機関等の様々なステークホルダーに対する責任を誠実に果たし、持続性のある企業として企業価値を高めるためには、企業経営に関する監査・監督機能の充実、コンプライアンスの徹底および経営活動の透明性の向上が重要であると認識し、コーポレートガバナンスの充実を経営上重要な課題の一つとして取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
塩野義製薬株式会社	7,050,112	9.45
田辺三菱製薬株式会社	3,573,456	4.79
第一三共株式会社	2,728,394	3.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,238,800	3.00
アステラス製薬株式会社	2,000,470	2.68
河野 博行	1,978,660	2.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,969,400	2.64
東邦ホールディングス従業員持株会	1,407,277	1.88
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受給者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,126,000	1.50
松谷 眞	1,086,572	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
-------------------	-------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	40名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および監査役会との連携に関しましては、会計監査人から年間監査計画、監査重点項目、監査結果等について報告を受け、頻繁に面談での意見交換を行うなど会計監査人と密接な連携を図るとともに、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告をもとめて監査に役立てるなど、充実した監査に取り組んでおります。

監査役および監査役会との連携に関しましては、内部監査部門(グループ監査室)の監査結果の報告を適宜受けております。また、監査役の監査結果の報告をグループ監査室長にも伝えるほか、監査役会にはグループ監査室長をオブザーバー出席させる等によって相互の連携強化を図るとともに、財務報告に係る内部統制についても監査役会において適宜報告をされており、充実した監査体制の確保に取り組んでおります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
松宮幹彦	他の会社の出身者									○
松本禎郎	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

	当該社外監査役を選任している理由(独立)
--	----------------------

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
松宮幹彦	○	当社取引先の元従業員・役員	元塩野義製薬株式会社経理部長および常勤監査役としての実績と経験をいかしていただくためであります。
松本禎郎	○	当社取引先の元従業員	九州三共株式会社および株式会社栗原辨天堂の経営に携り、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく監査機能を期待したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2名
------------------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

特になし

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額が1億円以上である役員が存在していないため、記載しておりません。なお、有価証券報告書、事業報告において全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、株主総会で決議を得た範囲内で、基本報酬・役員賞与および役員報酬の一部として導入した「業績および株価等を勘案した役員報酬」から構成されております。基本報酬は、当社を取り巻く経営環境等を勘案した上で各取締役の職位・役割に応じて決定しており、「業績および株価等を勘案した役員報酬」は、当社の営業成績に応じた成果配分としております。また、役員賞与は会社業績への貢献度等に応じて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対して、その業務遂行に必要な情報・資料等を関係部署が随時提供するとともに、情報・資料等を求められた場合は速やかに提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・当社は、会長および社長それぞれが代表権を有しており、責任と権限を明確化することにより効率的かつ迅速な事業運営にあっております。
 - ・共創未来グループ参加会社の代表取締役を務めている取締役の中から当社副社長および取締役各1名を選定し、取締役の業務執行に対する監督・監視体制を一層強化するとともに、会社の意思決定に共創未来グループ会社の意見を反映する体制の強化も図っております。
 - ・当社は、経営環境の変化に迅速な対応ができる機動的な経営体制の構築ならびに取締役各人の責任および評価の明確化を図るために、取締役の任期を1年としております。
 - ・当社は、毎月定例の取締役会を開催している他、必要に応じて臨時の取締役会を開催することにより、適正な業務執行を確保するとともに、迅速な意思決定を図っております。
- なお、当社は、取締役会における意思決定を効率的に行なうために、取締役会への上程議案を事前に審議する機関として、取締役・執行役員の他、グループ会社実務部門の幹部社員から構成される「グループ経営委員会」を設置し、原則毎月2回開催する制度を導入しております。当社

は、この「グループ経営委員会」での徹底審議により、業務執行の適正の確保も図っております。

さらに、当社の持株会社制移行により、平成21年4月1日、当社の医薬品卸売事業を東邦薬品株式会社に、当社の調剤薬局事業の管理事業をファーマクラスター株式会社にそれぞれ承継させる吸収分割を行い、東邦薬品株式会社およびファーマクラスター株式会社にそれぞれ中間持株会社としての機能を持たせたことに伴い、「グループ経営委員会」においては、純粋持株会社たる当社および中間持株会社2社の合計3社にかかるそれぞれの取締役会への上程議案およびそれに準じる重要案件を徹底審議することによりしております。

また、この同委員会には、3名の常勤監査役がオブザーバーとして常に出席することにより、審議プロセスの監視等を行いガバナンス体制の強化に努めております。

- ・当社は、顧問弁護士との積極的活用を心がけ、専門分野ごとに複数の顧問弁護士から適宜アドバイスを受けることにより、適正な事業運営の確保を図っております。
- ・当社は、監査役会を設置し、監査役による取締役の職務執行の監査を実施しております。監査役は4名であり、内2名は社外監査役であります。

監査役は、監査の方針および業務の分担等に従い、取締役会およびグループ経営委員会への出席、取締役等からの業務遂行状況の報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施しております。

- ・当社は、会社の顧問弁護士とは別に、監査役会も独自に専用の顧問弁護士を確保し、監査役の立場から必要となる相談を適宜いたしております。
- ・当社は、経営の健全性および業務適正を確保するために業務部門から独立した「グループ監査室」を設置し、年間計画に従った定期監査および不定期の臨時監査を実施することにより、内部監査の充実および徹底を図っております。
- ・会計監査は、連結財務諸表および単体の財務諸表に関し、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、継続監査年数および所属する監査法人は、以下のとおりとなっております。

(公認会計士の氏名等)

指定有限責任社員・業務執行社員 坂本満夫
同 坂本邦夫
同 福田悟
(所属する監査法人)
新日本有限責任監査法人
(継続監査年数)
7年以内であるため記載省略
監査業務に関わる補助者の構成 公認会計士8名、その他8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役2名(2名ともに常勤)を含む4名で構成される監査役会を設置することにより経営監視を強化しております。また、監査役4名全員が取締役会に出席するだけでなく、取締役会提出議案の事前協議機関であるグループ経営委員会に常勤監査役3名(うち2名は社外監査役)が出席することにより業務執行状況の監視を徹底する体制を確保しております。

当社の社外監査役はいずれも当社と取引のある製薬会社の出身ですが、各々の出身会社が当社との取引内容において他の製薬会社より大きく突出している状況ではなく、人的な交流も希薄であり、当社への影響は大きくないことから独立性は確保できていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の招集通知を、法定の株主総会2週間前よりもある程度早く発送するように努めております。 平成23年については、招集通知発送日：6月8日、株主総会開催日：6月28日となっております。
電磁的方法による議決権の行使	平成23年6月28日開催の第63回定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使制度を導入いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成23年6月28日開催の第63回定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームへ参加し、国内外各機関投資家に対し議決権行使の機会を広げる環境整備を行いました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、確定決算および中間決算の内容開示の後、証券アナリストや機関投資家を対象にした決算説明会を継続的に開催いたしております。 また、個別の機関投資家に対しても適宜説明会を行なっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社の決算短信、有価証券報告書、適時開示情報、株主総会招集通知等を掲載しているほか、決算説明会の状況を音声配信しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの専任部署として、コーポレート・コミュニケーション室 広報・IR課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「全ては健康を願う人々のために」というグループスローガンを基に、人々の医療と健康に貢献するべく、さまざまなCSR活動を推進しています。原則として毎年6月に「東邦ホールディングスCSR報告書」を作成し、ステークホルダーの皆様はその活動内容を報告させていただいております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法の規定に基づいて、以下の通り「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針を誠実に履行することにより、会社の業務の適法性および効率性を確保するとともに、リスクの管理に努める。また、社会経済情勢その他当社を取り巻く環境の変化に応じて適宜基本方針の見直しを行い、その改善充実を図る。

[1]取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、「倫理綱領」において次の基本理念を定めている。

・当社の全社員(役員、嘱託、パート、出向受入者を含む)は、この倫理綱領を遵守し、この倫理綱領に従って行動する。

・私たちは、会社の構成員として、一人一人の人権を尊重し、プライバシーを保護する。

・私たちは、社会の一員としての役割と責任を果たすよう適正に行動し、社会の期待に応える。

・私たちは、企業活動にあたり、法令や社会規範を遵守して行動する。

当社は、この基本理念の下に社会規範、倫理、法令などを遵守した公正且つ適正な経営を実現するとともに、企業の社会的責任を果たす経営を図る。

(2)取締役会は、法令、定款、取締役会規則等の規定に従い、当社の業務執行を決定するとともに、グループ会社の業務執行を監視・監督する。

(3)取締役会が行う取締役の職務の執行の監督を確保するために、取締役は、当社およびグループ会社の業務執行状況を正しく取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

(4)取締役は、法令、定款、取締役会規則・稟議規程等の規定に従って職務を執行することにより、適正な意思決定および業務執行を確保する。

(5)取締役は、金融商品取引法の規定に従って、グループ会社の財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の構築、運用および評価を継続的にを行い、当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(6)取締役の法令、定款、各種規程を遵守した職務執行を確保するために、通報を受け付ける通報窓口を社内(東邦ホットライン)・社外に設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。

[2]使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、当社グループの使用人が常にコンプライアンスを意識して職務を執行することを確保するために、グループ経営委員会の管理・監督の下にグループ・コンプライアンス・リスク管理委員会を通じて、倫理綱領の実践的運用と徹底を図る。

特に、事業法関連法規、独禁法等の公正競争の確保に関する法規、企業情報(個人情報を含む)の厳重管理等については、その遵守体制の維持・強化を図るとともに、その教育・啓発に注力する。

(2)当社は、職制を通じて当社グループの適正な業務執行の徹底および管理を行う。問題が発生した場合は、当社グループ会社の就業規則に従って適正且つ厳正に処分するとともに、直ちに再発防止策を講じる。

(3)当社は、当社グループの使用人の法令、定款および各種規程を遵守した職務執行を確保するために、通報を受け付ける通報窓口を社内(東邦ホットライン)・社外に設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。これらを通じて、実効性ある内部通報制度の円滑な運営を図る。

(4)当社は、当社グループ会社に対して定期的な内部監査を実施することにより、使用人による職務執行の法令、定款および各種規程への適合性を点検するとともに、適正な職務執行の維持・強化を図る。

[3]取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)当社は、取締役の職務執行に係る文書(電磁的記録も含む)およびその他重要な情報を、法令および社内規程(文書取扱規程)に基づいて、適正に保存・管理する。

(2)当社は、取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

[4]損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1)当社は、リスク管理基本規程に基づいて、当社グループのリスク管理体制の整備を進めるとともに、当社グループに生じたまたは生じる可能性のあるリスクの早期発見・把握に努め、リスクへの適切な対応を図る。

(2)当社は、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会を通じてグループ経営委員会にリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備する。

(3)当社は、当社グループに不測の事態が発生した場合には、社長(もしくは社長が指名する者)が指揮する対策本部を当社もしくは事業運営会社に設置し、迅速な対応をとり、損害を最小限に押さえる体制を整えるとともに、医療用医薬品供給体制の維持・確立を図る。

(4)当社は、コンピュータ処理システムの正常稼働を維持するために、東西(東京都・大阪市)2箇所データセンターを置いてバックアップ体制を取り、事故に備えた体制を適切に構築する。

[5]取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1)当社は、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保する体制の基礎として、取締役会を毎月1回定時に開催または必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議して議決するほか、取締役の業務執行状況の監督等を行なう。

(2)当社は、取締役会に付議もしくは報告する事項については、事前にグループ経営委員会において十分な検討を行うことにより、効率的かつ実質的な取締役会の運営を維持する。

(3)当社は、取締役の職務の執行が効率的に行なわれるために、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程を定め、それぞれの責任者およびその責任と執行手続を定める。

(4)当社は、中期経営計画および年次事業計画に基づいた当社グループの事業活動の進捗状況を、毎月取締役会において確認する。

[6]子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、関係会社管理規程に基づいて、子会社管理の適切な運用を図る。

(2)当社は、子会社を含めた企業集団としてのコンプライアンス体制・リスク管理体制を整備し、その強化を図る。

(3)当社は、当社の内部監査部門(グループ監査室)により、子会社の業務監査を実施する。

[7]監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が監査役の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ監査役付を置くものとする。

[8]前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役付を置く場合、その任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

[9]取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)監査役は、取締役会・グループ経営委員会等の重要な意思決定会議に出席し、取締役および当社グループ使用人から重要事項の報告を受けるものとする。

(2)取締役およびこれに準じるグループの役職者は、監査役会の求めに応じて、自己の職務執行の状況を監査役に報告するものとする。

(3)取締役は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、次に掲げる事項を遅滞なく報告する。

・財務および事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容

・業績および業績見通し発表の内容

・内部通報制度に基づく情報提供の状況

・その他著しい損失等会社経営に重大な影響を与える事象が発生したとき、または発生することが予想されるときの内容

・上記に掲げるものの他、監査役が求める事項

(4)当社グループの使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実ならびに法令、定款もしくは各種社内規程の重大な違反の事実があることを知った場合、監査役に対して、直接報告することができる。

[10]その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1)代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互に意思疎通を図る。

- (2) 監査役は、会計監査人から会計監査の計画、方法および結果について定期的に報告を受け、情報交換を行い、効率的な監査を実施する。
- (3) 監査室は、内部監査情報その他必要な情報を監査役に提供し、監査役との緊密な連携を図る。
- (4) 監査役が、会社の顧問弁護士とは別に監査役会専用の弁護士と顧問契約を締結し、活用することを保証する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

[1] 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、全てのステークホルダーに対する責任を自覚したコンプライアンス経営を推進する観点から、市民社会の秩序および安全の確立に寄与することを重要な経営課題の一つとして認識しております。

そこで、反社会的勢力による不当な要求および商取引を装った接近を断固排除し、金銭その他の経済的利益を一切提供しないこととともに、透明性を確保した企業活動に努めることを基本方針としております。

[2] 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 当社は、当社および全社員が遵守すべき行動規範を定めた「倫理綱領」(以下「倫理綱領」といいます。)およびその「解説」において、反社会的な個人、団体からの特殊取引および金銭等の要求には一切応じないことを宣言するとともに、その対応策を定めています。

(2) 当社は、当社のリスク管理体制の構築および維持を目的として設置した「グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会」において、社会の要請に応じるとともに実効性を確保した反社会的勢力排除の体制を整備するよう努めております。

(3) 当社は、反社会的勢力が接近してきた場合、直ちに警察当局との間でも緊密な連携体制を整えて対応することにしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 適時開示の基本方針

当社は、適時適切な情報開示が上場企業としての重要な責務と認識し、金融商品取引法等の関係法令や上場証券取引所規則に従い、迅速かつ正確な会社情報を投資者に対して開示すべく社内体制の整備・運用に努めています。

2. 適時開示に係る社内体制

当社において、重要な案件は、原則として月1回開催する定時取締役会及び月2回開催する経営委員会において承認するほか、必要に応じて臨時取締役会で承認しています。

これらの情報や、グループ各部門から報告された重要情報等の開示手続きは、

1) 決算関連情報については、情報開示責任者であるコーポレート・コミュニケーション室長及び経営企画室長、財務部長

2) 決算関連情報以外の会社情報については、情報開示責任者であるコーポレート・コミュニケーション室長及び経営企画室長、関連する各部門長により、開示の必要性、開示内容及び開示時期について検討を行い、開示が必要と判断した場合、会社情報についての開示資料を作成し、代表取締役社長の指示を得て適時適切な開示を実施しています。

【コーポレート・ガバナンス体制(模式図)】

